

「あすてっぷ coworking 学園都市」一時保育運営業務 企画提案募集要領

1 業務の目的

神戸市では、女性の「はたらく」を応援するため、無料の一時保育付き coworking スペース「あすてっぷ coworking」 (<https://astep.city.kobe.lg.jp/coworking/>) を市内 2 か所（中央区・西区）に設置・運営し、働く女性、働きたい女性の就労促進・ステップアップを支援している。

本業務では、「あすてっぷ coworking 学園都市」の利用者向けに一時保育サービスを提供するにあたり、一時保育運営を行うものである。

2 業務の概要

(1) 事業名

「あすてっぷ coworking 学園都市」一時保育運営業務

(2) 業務の内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 月 31 日まで

(4) 履行場所

場 所：神戸市西区学園西町 1-1 ユニバープラザ 2 階

対象面積：一時保育室 84 m²

(5) 事業規模（契約上限額）

62,700,000 円（消費税・地方消費税含む）

（内訳）

- ・令和 7 年度上限額 20,900,000 円（消費税・地方消費税含む）
- ・令和 8 年度上限額 20,900,000 円（消費税・地方消費税含む）
- ・令和 9 年度上限額 20,900,000 円（消費税・地方消費税含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に本社を有する法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法による再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。また、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 租税公課を滞納している法人ではないこと、又は代表者が租税公課を滞納している団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排

除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。

- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(7)まで全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、本事業の公募に対して他の共同事業体の代表者及び構成員になることはできない。

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

各年度の業務完了後、市の検査を経て、年度ごとに受託者の請求に基づき支払う。ただし、希望する場合は、事前に本市と協議の上、受託者の請求に基づき前金払を行う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 スケジュール

※実施要領、仕様書及び各種様式については、市ホームページからダウンロードすること。

内容	予定年月日
公募開始	令和7年1月14日（火）
応募登録及び質問受付期限	令和7年1月28日（火）17時必着
質問に対する回答	令和7年2月5日（水）予定
企画提案書の提出期限	令和7年2月27日（木）17時必着
審査	令和7年2月末～3月初旬予定
選定結果の通知	令和7年3月上旬予定
契約締結・業務開始日	令和7年4月1日（火）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 応募登録手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- ア 提出様式：応募登録申込書(様式1号)
神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式2号)
委任状(代表者以外の者が応募する場合のみ)(様式3号)
法人・団体概要がわかる資料(任意様式)
共同企業体結成届出書(共同企業体の場合のみ)(様式4号)
- イ 提出方法：電子メール(※提出後、電話による到着確認を行うこと)
- ウ 提出期限：令和7年1月28日(火) 17時まで(必着)
- エ 提出先：「11 問い合わせ先」のとおり

(2) 質問の受付

- ア 提出様式：質問書(様式5号)
- イ 提出方法：電子メール
- ウ 受付期限：令和7年1月28日(火) 17時まで(必着)
- エ 提出先：「11 問い合わせ先」のとおり
- オ 回答：令和7年2月5日(水)に応募登録者全者に対して電子メールにより回答する。
- カ その他：上記以外の方法による質問(電話問い合わせ等)には回答しないので留意すること。また、本市の回答内容は、本募集要領及び仕様書等の記載内容の追加または修正事項とする。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出書類
 - ① 企画提案書(A4 20 ページ以内・任意様式)
提案書には提案事業者が類推されるような事業者(会社)名、ロゴマーク等は記載しないこと。
下記項目に沿って記載すること。
 - ・業務全体の実施方針、提案のセールスポイント
 - ・本業務の実施方法、手法
 - ・新規利用者増に向けたイベントの企画提案
 - ・本業務にかかる実施体制・役割分担(一時保育の配置スタッフ数を必ず記載すること)、管理責任者や運営責任者の経歴、実務経験年数、資格等
 - ② 業務実績調書(様式6号)
 - ③ 見積書及び積算内訳書(任意様式)
見積書及び積算内訳書は、年度ごとにそれぞれ上限額の範囲内で作成すること。
- イ 提出方法：電子メール(いずれもPDF形式で送付すること)
- ウ 提出期限：令和7年2月27日(木) 17時必着
- エ 提出先：「11 問い合わせ先」のとおり

(4) 参加辞退届の提出

提案書提出後に辞退する場合は、令和7年2月27日(木)17時までに、参加辞退届(様式7号)を電

子メールで提出すること。提出先は「11 問い合わせ先」のとおり

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。各項目の評価内容等は別紙1「評価基準」を参照すること

- ・業務遂行能力【45点】
- ・企画内容【30点】
- ・業務実績評価【10点】
- ・社会貢献評価【5点】
- ・価格点【10点】

(2) 選定方法

ア 選定委員会

本企画提案の審査は、上記の審査基準に沿って「あすてっぷコワーキング学園都市一時保育運営業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定方法

選定委員は、企画提案書に対し評価基準に沿って100点満点で評価を行う。審査の方法、詳細は応募者に別途連絡する。

各委員の点数の平均点が最も高い応募者を委託候補者とする。ただし、評価点が50点未満の場合は委託候補者として選定しない。

審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、「業務遂行能力」の合計点数が高い者を委託候補者とする。

(3) 選定結果の通知および公表

ア 結果通知日 令和7年3月上旬（予定）

イ 通知方法 結果は決定後速やかに参加者すべてにメールで通知するとともに、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 契約の締結

選定された委託候補者と契約締結の協議を行う。（委託候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。）契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

- ① 企画提案書作成に関する質問回答
- ② 仕様書
- ③ 企画提案書等

ただし、①又は②の記載と③の記載との間に齟齬がある場合、原則として①又は②の記載を優先す

るが、事業者提案等に記載された内容が募集要項に記載された水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が募集要項の記載に優先するものとする。

なお、同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に事業者と協議した上で、その優先関係を判断する。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (7) 本企画提案募集は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく委託契約を締結しないことがある。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。

11 問い合わせ先

神戸市地域協働局男女共同参画課 田中、柴田

住所：〒650-0016 神戸市中央区橘通 3-4-3 神戸市男女共同参画センター

TEL：078-361-6978 E-mail：danjyo@city.kobe.lg.jp

別紙1【評価基準】

評価項目	内容	配点
1. 業務遂行能力 (45点)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者及び運営責任者に児童福祉施設等での実務経験及び管理職経験があるか。 ・業務の遂行体制が十分に確保されているか。 	15点
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育スタッフの確保が十分に見込める提案となっているか。 ・保育スタッフの育成・研修計画が適切なものであるか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> ・市やコワーキング運営事業者、施設の運営管理者との連絡調整を滞りなく行える体制・手段が取られているか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理、危機管理体制（救急・事故、避難誘導、感染症等の対策）が適切か。 	10点
2. 企画内容 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や内容を十分に理解しているか。 ・業務に関連する知識が豊富か。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育内容について、子どもが楽しく安全に飽きずに過ごせる工夫があるか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> ・コワーキングおよび一時保育の利用者増に向けた企画・提案内容が効果的なものであるか。 	10点
3. 業務実績評価 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で児童福祉施設等の運営や児童健全育成事業等の実績があるか。 	10点
4. 社会貢献評価 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者の男女共同参画に関する取り組みを評価する。別添に記載する評価事項・内容に該当する場合に加点する。 ※具体的な評価事項・内容は別添参照 	5点
5. 価格点 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の計算式に基づき算出する。（小数点以下切り捨て） 全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格×10点 	10点
合計		100点

※評価項目1～3については1～5段階の評価（5：特に優れている、4：優れている、3：普通、2：やや不十分、1：不十分）を行う。

※見積金額が契約上限額を超えている場合、価格点は算出せず、失格とする。

評価する事項・内容	評価にあたっての確認方法
評価項目「男女共同参画」	
下記のいずれかに該当していることを評価する。	
<p>(1) こうべ女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業） 本市では、平成 15 年度から「こうべ男女いきいき事業所表彰」を行ってきたところ、令和4年度に「こうべ女性活躍推進企業認定」制度へ移行した。令和4年度から、兵庫県との共同で、女性活躍や多様な働き方に積極的に取り組む企業等を「こうべ女性活躍推進企業」（ミモザ企業）として認定している。</p>	<p>① 認定証の写し ※神戸市のHPにて公表</p>
<p>(2) えるぼし認定・プラチナえるぼし認定 女性活躍推進法では、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、女性が活躍できる職場づくりのための取り組みや数値目標などを含む行動計画を策定したり、自社の女性の活躍に関する状況の情報を公表することなどが事業主に義務付け（現在は常時雇用する労働者 301人以上）られており、女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主は、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「えるぼし」認定企業を加点評価している。</p>	<p>① えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※厚生労働省HPにて公表</p>
<p>(3) くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「くるみん」認定企業を加点評価している。</p>	<p>① くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表。</p>
<p>(4) ユースエール認定 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理状況などが優良な中小企業は、「ユースエール認定企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。認定事業者に加点評価を行う。 ※国の各府省がプロポーザル・総合評価を行うときは「ユースエール」認定企業を加点評価している。</p>	<p>① ユースエール認定通知書 ※厚生労働省 HP にて公表。</p>
<p>(5) ひょうご女性の活躍企業表彰 女性の登用や職場環境の改善等、女性の活躍に積極的に取り組む事業所を、兵庫県のひょうご女性の活躍推進会議が表彰している。表彰事業所の取り組みをたたえ、また、広く周知することにより、県内における女性の活躍を一層推進していくことを目指している。被表彰者に加点評価を行う。</p>	<p>① 表彰状の写し ※ひょうご女性の活躍推進会議の HP にて公表。</p>
<p>(6) 仕事と生活のバランス企業表彰 多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進など、「仕事と生活のバランス」の実現推進のために先進的な取り組みを実施している企業・団体等を、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会のひょうご仕事と生活センターが表彰している。被表彰者に加点評価を行う。</p>	<p>① 表彰状の写し ※ひょうご仕事と生活センターHPにて公表。</p>